## 第2回山梨市戸別合併処理浄化槽事業審議会議事概要

日 時 令和4年11月17日 場 所 山梨市役所西館203会議室

- 1. 開会
- 2. 議事 [出席委員5名 事務局 下水道課長以下3名]

## 【事務局】資料説明

- ①市設置型浄化槽の今後の維持管理について
- ②日程等その他
- 【議長】ただいまから議事に入ります。議事の進行にご協力をお願いします。 ご質問、ご意見は事務局の説明が終わりましたらお願いします。 議事①市設置型浄化槽の維持管理について事務局から説明をお願いします。
- 【事務局】議事1番「市設置型浄化槽の今後の維持管理について」説明。
- 【議長】ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願い します。
- 【議長】現行の料金から増額することは想定しているか。
- 【事務局】法定検査は変わらないが、個人で契約すると金額は変わる可能性もあります。今後の物価上昇の可能性もあるが、あくまで今の状態で比較しています。もし極端に物価上昇した場合などは、補助金の内容などその際に精査する必要があります。
- 【議長】点検等年に2,3回あると思うが、今は一回いくらぐらいか。

【事務局】保守点検は5~20人槽で一回3,500円です。

【議長】清掃はそれぞれの人槽等で金額は変わりますよね。

- 【事務局】人槽でも変わりますし、個別に費用がかかる場合があります。例えばホースの延 長で追加料金がかかる場合などです。
- 【議長】10年以上経っている浄化槽は多いと思うが、一遍に移行するのかなどスケジュールは検討しているか。
- 【事務局】譲渡という方向であれば次回お示しする予定ですが、設置した順に年間80基ほどずつ、10年をかけて譲渡し終わるように考えています。
- 【委員】支援策について、ブロワーが故障するケースが多いと思うが、修理費用はどのくらいかかるか。
- 【事務局】平均5万弱ぐらいが多いです。譲渡する前に修繕必要箇所は直し、そこから1年 以内の故障に対しての支援を想定しています。

【委員】10年より早く譲渡してほしいという意見は出ないか。使用料が変わるなら先に引き取りたいとなりかねない。

【事務局】不公平になりかねないので、譲渡に決まったら使用料は変えません。

【議長】整理すると、使用料を上げるか譲渡するかの選択で、譲渡になった場合、使用料は 据え置きでよろしいですね。

【事務局】はい

【委員】補助金案の故障の場合については浄化槽そのものを入れ替えるということか。

【事務局】はい

【委員】浄化槽の入れ替えはそもそもいくらぐらいかかるか。

【事務局】おおむね100万円ほどで収まることが多いと思います。

【委員】令和5年までに公営企業会計に移行ですね。

【事務局】譲渡する方向で決まれば、公営企業会計に移行しないことになります。将来的に なくなる予定の事業であれば、公営企業会計移行の対象ではなくなります。

【議長】ほかに皆さまありませんか。 なければ議事を進めます。

【事務局】議事2番「日程等、その他について」説明。

【議長】日程等で質問ありますか。

【事務局】方針を決めていただくのは次回以降でも可能ですが、今回方針が決まるのであれ ば次回は答申案の検討をしたいと考えています。欠席している方には直接伺って 方針を説明します。

【議長】ではここで譲渡か改定か方針を決めて、欠席者については事務局から説明していた だくこととします。

【議事】委員のみなさま、方針について意見をください。

【委員】 (譲渡の方向でなければ令和5年度までに)公営企業会計移行はしなければならないですよね。個人的には譲渡で仕方ないと思う。

【委員】みなさんの意見も聞くと譲渡でいいと思う。

【委員】こんなに市の負担になっているとは思わなかった。私も市設置型浄化槽を使っているが、その立場からすると修理等でまとまった支出が必要になるのは不安。料金を上げて市で管理していただいたほうが安心。

【委員】使用者からすると本来的には現状の金額、内容がいいと思う。事務局の説明から、 単に使用料と必要経費の差額分が料金として上がってくるというわけではなく、全 体費用を賄う必要があるということですね。債務や他会計からの繰入金を考えると、 市民の公平さという面では譲渡又は料金改定はしなければならないと納得した。譲 渡なら使用料も据え置きになるということだが、その間も繰入はされるということ か。

【事務局】公債費は、簡単に言うと浄化槽設置の際の借金返済というイメージです。 (新規事業がなければ)金額は下がっていきますが、少なくとも10年ほどは同じくら

いの金額で返済があります。繰入に関しても使用料が変わらないので、しばらくは同様であると考えられます。

【委員】 (譲渡の場合) 公債費等は譲渡後もかかると思いますが、使用料など使用者への負担は変わらないということですね。

【事務局】そうです。

【委員】支援策も検討されているということなので、譲渡でいいと思う。

【委員】実際譲渡することになったら、使用者からいろいろ意見が出ると思う。維持管理費 をもらえていないところは撤去するのか。

【事務局】滞納や休止により使用料をもらっていないところもあります。譲渡の際にもう使わないのであれば、撤去等は個別に相談します。

【委員】使用者所在不明のところはないか。

【事務局】すべて連絡先等あります。

【委員】私が一番懸念するのは維持管理の面。市設置型であれば点検、清掃等も定期的に実施しているが、個人になったらきちんと管理されるかどうかが心配。

【事務局】法定点検に関しては山梨県浄化槽協会が法令に基づいて行っています。検査結果 に関しても通知しています。

【委員】検査等しなかった場合に罰則はあるか。

【事務局】直ちに罰則があるということでは特になかったと思います。

【議長】検査や清掃等、みなさん指示に従っていただければいいが、浄化槽として機能していないような状態で使われるようなことがあると心配。とはいえ全体を考慮すると、譲渡の方向で進めざるを得ない。ここにいる出席者の意見としては譲渡の方向で進めます。欠席者についても説明して、報告してください。

【事務局】本日欠席者の3名には個別に説明し、意見等は会長に報告します。

【議長】他に何かありますか。

以上で議事を終了します。

## 3. 閉会

【事務局】以上で第2回浄化槽審議会を閉会します。